

## H18年7月議会 一般質問

発言の種類	質疑 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般質問</span> 緊急質問    討論    その他
件名	(1) 保育園問題について (2) 行政のあり方について (3) ごみ有料化について (4) 安心安全のまちづくりについて
発言の要旨 (討論の場合は 賛成反対の別)	(1) 保育園問題について ① 福祉会保育園について ② 米子市保育所あり方検討会について  (2) 行政のあり方について ① 税で行なうべき事務事業について ② 料を徴収すべき事務事業について ③ 行政とボランティアの関係について ④ 協働の概念について  (3) ごみ問題について ① 軟質プラスチック（発砲スチロール等）の混焼について ② 減量化と有料化について ③ 野焼きについて  (4) 安心・安全のまちづくりについて ① 防犯協議会の活性化について ② 防犯ボランティアへの支援について ③ 通学路への防犯灯の設置について

○（森議員）（登壇） 会派未来の森雅幹です。7月議会に当たり、これまで何度も議場で議論してきたものもありますが、保育園の問題について、行政のあり方について、ごみ問題について、安心・安全のまちづくりについて、以上4点について市長の考え方をお尋ねをいたします。

まず第1に、保育園の問題についてであります。

福祉会保育園の問題については、昨年12月議会において質問をしたところですが、再度成り立ち等についてお尋ねをするものです。福祉会の保育園は地元から長年の強い要望を受け、選択肢はいろいろあったものの、結果的に市が外郭団体としての社会福祉法人を設立をし、昭和46年から年間2園ずつ施設の整備をしてきたものであります。当時の地元からの要望はどんなものだったのか、また地元とどんな約束があったのか、また鳥取県とはどんな約束事があったのかお尋ねします。また私は福祉会保育園の地元の方々、例えば自治連の方々、あるいは保護者会の方々、福祉会の保育園を米子市立の保育園と同じように認識されていると考えておりますが、市長は地元の方々の認識をどのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

次に、福祉会保育園施設の改修問題についてお尋ねをいたします。まず平成13年度に福祉会福生保育園の全面移転新築が行われましたが、これに関し米子市はどのようにかかわってきたのか、またなぜかかわってきたのかお尋ねします。昨年12月の市長答弁では、修繕等について措置運営費の中でやってくれという趣旨の発言をされておりますが、これは地域の皆さんとの合意はできているのかお尋ねをいたします。

次に、米子市保育所のあり方検討会についてお尋ねをいたします。あり方検討会設置要綱の目的に市が設置する保育所に限るとありますが、米子市が行ってきた公立、そして福祉会の保育所での保育サービスについて議論をする必要があると考えますが、市長の考え方をお尋ねします。

次に、大要2番目として行政のあり方についてであります。

2000年に自治法が改正をされ、これまで法律に自治体が行うべき事務が列記してありましたが、改正自治法は単に自治体の事務を自治事務と法定受託事務とに分け、自治事務については自治体の事務とするか否かを自治体が独自に判断することができるようになったところです。しかしながら、米子市の場合、法律改正を前後して米子市が行うべき自治事務は何なのかの議論、検証ができておらず、行政と市民の間に共通認識ができていないと考えています。また市長も盛んに市民参画、市民協働と唱えられておりますが、この場面でも自治体の役割と市民の役割の議論、検証ができていないと考えております。そこで米子市が現在考えておられる米子市と市民のそれぞれの役割についてお尋ねをいたします。

次に、こういった事務が税で、いわゆる税金ですね、税で行うべき事業であるのかお尋ねします。

次に、税を徴収している上に使用料、手数料で賄うべき、または徴収すべき事業とはどんなものがあるのかお尋ねをいたします。

次に、行政と市民の役割についてお尋ねします。行政が行っていることと同じ役割を全く独自にボランティアが行っている場合があります。こういう場合に、税を投入している事業とボランティアが行う事業との間の意思疎通が大事だと考えておりますが、そこで市内にどんなボランティア団体があり、どんな活動をしているのかを把握しているのかお尋ねをいたします。また、その活動を市民に紹介するとともに役割分担しながらボランティアを支援しながら事業展開できるものはすべきだと考えますが、市長の考え方をお尋ねをいたします。

次に、市民協働という言葉の定義についてはこの議場で何度も議論されてまいりましたが、いま一つ市長の認識と私どもの認識とにずれがあるように思っております。改めて市長の認識についてお尋ねをいたします。

次に、大要3番目としてごみ問題についてであります。

第1に、軟質プラスチック、発泡スチロール等ですね、この混焼について2点お尋ねをいたします。1点目として、軟質プラスチックの混焼によって減量化どころか増量につながっていないかお尋ねをいたします。2点目として、軟質プラスチック等を燃やすことで有害物質が多く出ているのではないかと考えますがお尋ねをいたします。

第2に、減量化と有料化について3点お尋ねをいたします。まず1点目として、有料化するかわり減量化につながると考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。2点目として、収集方式について現在の各家庭の庭先まで収集する個別収集方式と、数世帯から数十世帯が1カ所のステーションに集めるステーション方式とがありますが、それぞれの方式の格差を今後どのように埋めていくのかお尋ねをいたします。3点目として、有料化による財源については、現在措置している財源の肩がわりをするのではなく、今行っている以外の新たな減量化策にのみ使うべきだと考えておりますが、市長の考え方をお尋ねをいたします。

第3に、いわゆる野焼きについて2点お尋ねをいたします。まず1点目として、ほかの県にあっては河川敷の草だとか、あるいは生け垣のせん定くず、こういったものは野焼きをしてもよいことになっておりますが、米子市はなぜこれに関して野焼きがいけないこととなっているのかお尋ねをいたします。2点目として、有料化によって有害物のいわゆる石油発生のもので、そういったものの野焼きがふえるのではないかと考えておりますがお尋ねをいたします。

次に、大要4番目として安心・安全のまちづくりについてであります。

平成16年12月議会以来この問題を4回取り上げ、この問題の重要性を市長へ、あるいは教育長に対し申し上げてまいりました。全国的に子どもをめぐる事件が多発する中、市民あるいはPTAの間でもこの問題につ

いての関心は非常に高いことは御承知のとおりであります。以下3点についてお尋ねをいたします。まず1点目として、防犯協議会の活性化をずっと提案をしてみましたが、防犯協議会の現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。2点目として、防犯ボランティアの支援についてですが、私はまちづくり活動支援交付金事業というすべてのごちゃまぜの事業ではなくて、防犯ボランティアへ対する独立した金銭的な支援策と防犯について1人でも多くの理解者あるいは協力者をつくるためのボランティアの研修・教育プログラムが必要であるというふうに考えておりますが、市長の考え方をお尋ねをいたします。3点目として、通学路への防犯灯の設置についてであります。子どもの通学路の安全の問題は、全国的に大問題になっております。そこで市内の周辺部の学校、地域は日没後は真っ暗になる通学路を歩いて帰宅をしております。早急にこの通学路に街路灯を整備する計画をつくる必要があると考えておりますが、市長の考え方をお尋ねをいたします。

以上で壇上の質問は終わりますが、答弁を受けた後に再質問をいたしません。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長）（登壇） 森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず保育園についてでございますが、米子福祉会設立に係る地元からの要望についてでございますが、それぞれの地域でさまざまな思いがあったようでございますが、特にドーナツ化現象による人口急増地域から保育園増設の要望があったようでございます。地元との約束につきましては、法人設立に必要な基本財産及び運用財産の補助、認可を受けるための施設整備に関して地元負担としないこと、保育料及び入所の基準は認可施設と同様とすることなどが約束されたようでございます。また鳥取県とは法人設立までの間及び設立後においても、児童福祉対策の一環として助成措置を講ずることを約束しております。

次に、福祉会保育園に対する地元の方の認識についてでございますが、現在の福祉会の保育園はそれぞれの地域で自主運営されていたものを公設民営に近い形態で開設したものでございまして、開設当時を御存じの方々は市立と同様という認識をしておられる方もあるものと思われま

す。

次に、福生保育園の全面移転、新築に係る市のかかわりについてでございますが、移転用地の確保及び施設整備費のうち、国県補助金、医療事業団借入金を除く法人負担分について補助しております。なお福生保育園は木造建築で昭和48年3月に新築した施設でございまして、老朽化が著しく、また建設当時とは周辺の住宅環境が大きく異なり、日常的な音響音や通園路が狭いであるため、送迎時に混雑するため周辺住民から苦情が多く寄せられており、早期の移転か改築を行う必要がありましたが、法人に

自主財源がなかったことから米子市が助成したものであると承知しております。

次に、昨年12月議会における森議員の質問に対し、基本的には運営費の範囲内で措置していただきたいと答弁いたしましたものは、本市が支弁する運営費の中には、施設維持に係る経費も含まれておりますので、福祉会において計画的に修繕していただくよう原則を申し上げたものでございます。

次に、米子市保育所あり方検討会についてでございますが、検討会の設置目的は市が設置した保育所のあり方について検討することといたしておりますが、公立保育園のあり方を検討する上で私立の保育所の保育サービスも含めて検討する必要があるものと考えております。

次に、税で行うべき事務事業についてでございますが、税は市の歳入予算の根幹をなすものでございまして、その用途は目的税以外は特定されず、どのような経費にも充当することができる一般財源の代表的なものでありますので、市のあらゆる事務事業に対して充当することができるものでございます。

次に、使用料、手数料で賄うべき、または徴収すべき事務事業についてでございますが、これらはいずれも市が特定の人のため、何らかの便宜を与えることによる特定の人への受益に着目して、その事務事業のため市が支弁する経費の全部、または一部を応益的に当該特定人に賦課させる市の歳入でございまして、当該事業に要する財源に充当すべき目的財源という性格を有するものでございます。例えば使用料には道路使用料、市営住宅使用料、体育施設使用料等がございまして、手数料には税の証明手数料、住民票及び印鑑証明手数料、可燃物処理手数料といったものがございまして。

次に、市内のボランティア団体の把握についてでございますが、ボランティア団体と一言で申しましてもさまざまな形態がございまして、また認可、届け出制でもございませぬので、市内すべてのボランティア団体の把握は大変難しいと考えております。米子市福祉ボランティアセンターや米子市男女共同参画センターに登録されている団体がございまして、現在両方で158団体でございますが、これらの団体につきましては団体名、代表者、活動目的などの概要は把握しております。またボランティア活動の市民への紹介やボランティア支援による事業展開についてでございますが、現在米子市福祉ボランティアセンターでホームページ作成作業をされておりますので、完成次第、市のホームページに紹介コーナーを作成するなどして市民への広報活動などを連携して実施してまいりたいと考えております。また、今年度から環境美化活動、防犯活動、文化活動などさまざまな市民団体などの主体的、自主的な活動を支援するための米子市まちづくり活動支援交付金事業を実施しております。この事業は、単に交付金を交付して終わりということではなく、交付団体の活動内容などを市のホー

ムページなどで広く市民に情報提供をしていくこととしております。そして市民団体などの継続的な活動や新たな活動へのきっかけづくりとして活動していただくとともに、庁内各部署での情報の共有化を図りながら市と連携できる部分の検討など、市民との協働を進めるために活用してまいりたいと考えております。

次に、協働の定義でございますが、協働は市民、地域組織、ボランティア団体、NPO法人などと行政が相互の立場や特性を認識、尊重しながら共通の目標を達成するために協力して活動をすることであると考えております。

次に、ごみ問題についてでございますが、まず軟質プラスチックの混焼につきましても、昨年の同時期と比較しますと、可燃ごみは3%程度増加しておりますが、今度新たにカテゴリーとしてつくりました白色発泡スチロール、トレーの量は、以前の発泡スチロール等の量の約3分の1に減少しております。また軟質プラスチック燃焼の影響につきましても、昨年度、米子市クリーンセンターにおいて実証的に混焼を行ってまいりましたが、排ガスの測定値等に特に変化はございません。

次に、ごみの有料化は先進自治体の例を見ましても減量化のための非常に有効な施策の1つだと考えております。有料化の実施に当たり個別収集とステーション収集の収集方法の整理につきましても、原則ステーション収集に統一していくべきであろうと考えておりますが、具体的には廃棄物減量等推進審議会において収集の体制について御審議いただく中でいろいろ御意見を伺ってまいりたいと存じます。また有料化に伴う手数料の用途につきましても、ごみの収集から処理に係る一連の経費のほか、ごみ減量化や不法投棄対策等に係る経費の一部として使用すべきであると考えております。

次に、野焼きについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行われているところでございますが、県によって運用に違いがあるとは承知しておりません。またごみの有料化と野焼きの関係でございますが、野焼きは有料化のいかんにかかわらず法律を遵守して適正に行われるべきものでございますので、引き続き市民の皆さんの御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、防犯協議会の現状についてでございますが、防犯協議会は地域における安全、安心を確保するため、防犯灯の設置や防犯情報の提供などのほか、それぞれの地域により異なる状況に応じ自主的、自発的な取り組みを行っていただいているところでございます。また全国各地で発生する子どもが被害者となる犯罪や地域を取り巻く状況から、地域では子どもたちの登下校時の安全を確保するよう住民によるパトロール隊が結成されるなど、新たな防犯活動の機運も高まっております。防犯協議会には地



域におけるさまざまな防犯活動が効果的に推進されるよう調整機能も果たしていただいているものと考えております。

次に、防犯ボランティアへの支援についてでございますが、今議会に付議しております米子市犯罪のないまちづくり推進条例におきましては、市民や事業者などの防犯活動を促進することを市の役割と位置づけているところでございます。この条例の制定を機に、市といたしましては市民が地域の皆さんとともに自主的、自発的な防犯活動に取り組まれるよう、その組織づくりや継続して活動が展開されるために必要とする情報提供や助言などを行いたいと考えております。また防犯活動を実践している団体、グループや事業者と、市及び米子警察署との間で条例でうたっております趣旨に基づきそれぞれの役割を確認するとともに、相互の連携、協力関係に基づく効果的、効率的な防犯活動を推進するよう防犯活動協定書を締結することを検討しているところでございます。この防犯活動協定書を締結した団体やグループに参加している市民が、協定書に定める活動中に障害をこうむった場合には、市民総合災害補償制度を適用できるよう条件整備についてもあわせて検討したいと考えております。

防犯ボランティアに対する研究についてでございますが、防犯パトロールを初めさまざまな防犯活動を実践するに当たっては、効果的にかつ安全に防犯活動を推進する必要があると考えております。そこで市といたしましても防犯活動を推進されている団体、グループを初め、市民の皆様に対し犯罪のないまちづくりに関する情報提供や防犯活動に関する正しい知識を身につけていただくよう、研修会や講習会の開催など、警察署と連携を図りながら機会の提供に努めてまいりたいと考えております。なお8月からは鳥取県警察本部と共催した防犯ボランティアカレッジを5回開催することとしておりますが、この講習会は地域における自主防犯活動や防犯パトロールなどの安全活動の中心となるリーダーに必要となる基本的な講習と犯罪や防犯対策などの専門的な講習としまして、防犯協議会や防犯活動を実践している団体、グループに参加いただくよう呼びかけているところでございます。

○（吉岡議長） 足立教育長。

○（足立教育長）（登壇） 森議員の通学路への街路灯の設置についてお答えいたします。

通学路の安全点検につきましては、通学路を指定する学校、学校長が適宜点検し、危険箇所等を把握していると認識いたしております。通学路の街路灯につきましては、学校及びPTA等の要望があれば調査し、必要な箇所については道路管理者等へ要望してまいりたいと考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 答弁を受けましたので、適宜再質問をさせていただきます。

まず順番は前後いたしますが、ごみの問題から入ってまいりたいと思ひ

ます。まず、軟質プラスチックの混焼によってということなんですけれども、可燃ごみは3%ふえたということで、一方ではその白色の発泡スチロールは3分の1に減ったということですね。ここなんですけれども、今まで市民の方々は一生懸命分別しなくてはならない、そういった発泡は洗ってそれぞれ別に分けていかなくちやいけない、一生懸命努力をしてこられたわけですね。そういった努力が、今までやってきたんだけど、この混焼をすることによって分けなくてもいいということになったわけです。そうすると現在、家で今まで分別しておったやつをそのままポイポイとただ袋の中にどんどん詰めていくわけですね。毎日毎日いわゆる袋がどんどんどんどん大きくなっていくわけですね。去年、おととしと比べて本当にごみがふえたなというのが、それぞれの家庭での実感だと思います。そういう中で、自分たちでごみを減らしていこう、排出するのを減らしていこうといったときに、この間まで何か減ってたような気がするのに何か今はふえてる、こういったことでは逆にその市民の皆さんの動きとして減量化につながらずに、逆にふえていくっていう方向に行くんじゃないのか、そういうふうに考えてるんですが、市民の皆さんの反応、そういったことについてはどういうふうに受けとめてらっしゃるのか伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） この措置は、議員も御承知かとは思いますが、従来は軟質プラスチック等につきましては収集後に中間処理をいたしまして助燃材として使ってたわけでございます。ところが、助燃材の再利用先がないということになってまいりまして、やむを得ない措置として軟質プラスチック等、いわゆるその白色の物以外の、発泡スチロール以外の軟質プラスチックについては一般可燃ごみとして処理するようにしたところでございます。もちろん市民の皆様方におかれましては、議員がおっしゃったような感じを持たれる方もあるのではないかと危ぐいたすところではございますけれども、軟質プラスチックとして収集いたしましても、現在のところその処理する方法がないということでございますので御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと確認をするんですが、きのうの伊藤議員の質問にもあったと思うんですけども、現在、軟質プラスチックを混焼しているのは、緊急避難的なことなのか、今後ずっと分別をせずにこのまま燃やしていくのか、そこんところをもう1回お願いをいたします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 状況が変わりまして、その軟質プラスチックの処理の方法等が、何かまだ新たな検討をする課題が出てきましたときには検討することも、将来的には検討することもあろうかと考えております。

○（吉岡議長） 森議員。



○（森議員）きのうの答弁の中では、ガス化とか、あるいは液体燃料化とかということが出てましたけれども、そういうことではなしに、例えば助燃材としてどこかが使うということが出てきたときに、それをすれば市はもう1回分別をするのか、そこんことを聞いております。要するに、今までは助燃材として民間に出してたわけですね。そういった受取先があれば、もう1回これを分別をやっていくのか、あるいは市がこのままずっと混焼していくのか、そこんことを聞いています。

○（吉岡議長）黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長）助燃材が使用する、処理できる民間があったら、それは改めて検討はしていかなきやならないと考えております。ただ私もはできたら助燃材ではなくて、あくまでももっと違った要はリサイクルの中でも、もう少し高位な物にリサイクルができる物があれば、そちらの方に向けても両方考えていかなきやいけないなというふうに考えております。

○（吉岡議長）森議員。

○（森議員）私が聞いたのは、次にお尋ねする内容と重なってるんですが、軟質プラスチックを燃やすことで有害物質が出てるんじゃないかということを知ってるんですが、そこで市長は排ガスが変わってないということだったお答えでした。そこできのうのやりとりの中でも基準値以内で何の問題もないんだと、こういったお答えなんですけれども、今の答弁は本当に今のいわゆる有害物質に対する知見ですね、現時点での知見で話でしかなくて、要は例えば旧清掃工場をつくった時点ではダイオキシンが出てるんだなんてことは全然わからなかったわけですね。当時はダイオキシンなんて言葉もなかったかもしれない。環境ホルモンっていう言葉も当時はありませんでした。その当時はそうでも、例えば現在のクリーンセンターがあと20年、あるいは25年稼働していく中であって、新しい知見がどんどんどんどん生まれるんですね。そういうときに市長は安全ですと、その25年先まで安全ですとといったことが言えるんですか伺います。

○（吉岡議長）黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長）私どもは、昨日の伊藤議員にも答えておりますけども、最新鋭の公害防止等の装置をつけておりますので、私どもは30年先、すなわち今現在のクリーンセンターが耐用年数がございますまで安全であるというふうに考えております。

○（吉岡議長）森議員。

○（森議員）市長にもちょっと同じ答弁をお願いします。

○（吉岡議長）野坂市長。

○（野坂市長）今、担当部長が答弁したとおりでございます。

○（吉岡議長）森議員。

○（森議員）私は過去の事例から見ても、例えば公害病でイタイイタイ

病、あるいは熊本の水俣病、いろんな病気がありました。当時は全然わからないわけですよ。それを25年先まで絶対大丈夫なんてことは、絶対私言えないんだと思うんです。それは何でそんなことを言ってるのかというと、例えば軟質プラスチックを燃やすときにやっぱり有害物が出るんじゃないのか。今はわかってないけど、今後10年先になったら何か出てたんじゃないかっていうことがあるんじゃないかというふうに私は思ってるんです。できたらなるだけ燃やさない、これが私はこのごみを処理していく上で一番の自治体がとるべき道だと思うんです。そういった意味で、現在この混焼をしているこのことが私はクリーンセンターが立地している河崎、夜見、加茂の皆さん、そういった方たちとの約束の中で、この混焼も十分にやっぱり話をされながら、住民の皆さんの御理解もいただきながらやっていかなくちやいけない問題だったと思うんですね。ところが私はこれは十分にはされていなかったというふうに思っていて、今後一生懸命これは住民の皆さんに説明していかなくちやいけないと思うんですけれども、そこでもう1回もとに戻りまして、緊急避難的な問題なのかっていうところで、もしこの助燃材としてでもよそで受け取っていただけたところがあるとするならば、ぜひ検討していただきたいという意味を込めて、もう1回答弁をお願いします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今までは助燃材として使ってたわけでごさいますて、もちろんその助燃材の使える先があるかないかということも検討していかなきゃならないと思いますけども、と同時に助燃材として使うための中間処理をしていただける設備を持ったところの確保ということもあると思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） ちょっとここで時間をとってあれですのでちょっと先に行きますが、なるだけやっぱり燃やさないといいことが私は基本ではないのかというふうに思っております。その先はまた野焼きの問題のところでもう1回触れたいと思います。

次に、減量化と有料化といった問題なんですけれども、ここで私は同じ会派ながら、きのうの伊藤議員とは立場を異にしておりますので、ちょっと有料化の問題についてお尋ねしたいと思っております。有料化、すなわち減量化だとそういうふうにつながるといふふうに考えていらっしゃるということで、私もその減量化の1つの方策に間違いはない、これはそのとおりだと思っております。その有料化をするに当たっていろんなことを、今おかしいなと思うことはやっぱりいろいろただしていかなくちやいけないんじゃないかなと思っております。特に集中方式として、現在各家庭の庭先までとりに行く個別方式と、それとステーション方式とがあるわけです。これが市長は現在、原則ステーション方式でやっていくべきだといふ

ふうに答弁されました。現在の流れとして、ステーションがふえているのか、個別収集がふえているのか、現在の状況を教えてください。

○（吉岡議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） 現在では、個別収集というのは旧市内を主にやっております。家が立ち並んでおりまして、ステーションができないということでやっております。ステーション方式につきましては、多少ふえております。といいますのは、アパートとかマンション等が建ちますと、そのところの部分がステーションを新たにその建物用につくられているということでございます。あとは今までいらっしゃる方というのは若干はふえておりますけども、そういうことでふえておるということでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 例えばほとんどのステーションの場合、自治会が、あるいは自治会がなくても例えばそのアパートの住人の管理人さん、あるいはそのアパートの中で当番を決めてという形で管理しておられると思うんですが、前からその自治会の加入率というようなことで議論がここでいっぱいあっとるんですが、自治会に入っておられない方っていうのはふえてるんですね、間違いなく。そういったときにステーションは自治会が管理をされていて、自治会に入っていない人は持ってこられたって困るよというのがこれは当然のことです。当然のことですね。そうすると市は、これはもう集めなくちゃいけません。集めなくちゃいけませんよね。そうすると個別収集の方式にどんどんどんどん行っていくと。私はこういう方向に行くんだというふうに思ってます。ところが今の話で原則ステーション方式へということになってきますと、例えば有料化をしたときに同じお金を負担をしながら、片や家の前に出す、片や300メートルもごみを持って行かなくちゃいけない、こういったことで同じような形での負担ができるんですか。同じ手数料を取っていく中に、ごみを持って行くっていうこういったことが、この不公平感をどういうふうにこれを埋めていくんでしょうか伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もし必要があれば担当部長から補足させますけれども、米子市では従来からステーション方式を原則としているところでございまして、ただステーションができないような、建物が込み入っていたり場所の確保ができないところは個別収集をさせていただいているということでございます。やはり効率的に収集することを考えますとステーション収集が望ましいわけでございますので、このステーション収集を原則として収集をこれからもできるだけそういう方向で進めていきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） もちろん効率的に集中するのはそのとおりなんです。例えば個別収集でごみの分別ができてないということはほとんどないと思うんですね。自分の家の前だからです。自分が責任を持ってるからですね。先進地でも個別収集にして有料化をする、このセットをすることによって物すごい減量化につながってるんですね。自分の家の前のごみだから自分で責任を持つわけです。ところがステーションになると責任を持たないからごみがどんどん残っていく、分別していない、こういうことになってるんです。そこんところをやっぱり、もし有料化するならば、そこんところをやっぱり解決していかなくちゃ私は有料化につながっていかない、有料化によって減量化になることはなるけれども、この格差、これをどうやって埋めていくのかっていうことをやっぱり解決しなくちゃいけない、そういうふうに思っております。それと財源の問題なんですけれども、私は今回の有料化が、例えば今回の財源をもって新たに個別収集にそれが移っていく、その財源に使うんだとこういう話だったら私はいいと思うんですが、現在22億円ごみ処理に経費がかかっているっていう話になってます。これに今回の有料化によって生まれる財源を肩がわりしていく、税金の肩がわりをしていくっていうことでは私は問題が違うのではないかと。減量化をねらい、そのための費用を負担をしていただくという形で手数料を取っていく。先ほども市長の答弁にありましたけれども、特定の利益を得る人たちからその受益のそのかわりとして手数料をいただくと、こういうことであろうと思いますので、ごみの場合は市民全員がごみを出されるわけですから、そうなる特定の者ということにはならないと思います。そういった意味で新たな減量化策だけにそれを使っていくべきだと思うんですが、もう1回市長にお尋ねします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） この有料化の目的は、従来から申し上げておりますとおり3つございまして、ごみの減量化、またごみも確かに皆さんが出されるわけでございますけども、人によってその出される量も違うわけございまして、やはり多く出される方により多く負担していただくということも必要なんじゃないかと思っております、そういう意味での公平さ、平等さの確保ということも今回のごみの有料化の1つの目的としております。3番目としましては、やはりその財源の確保ということも当然でございます。そのごみの有料化に伴っていただきます手数料につきましては、もちろんその一般的なごみの処理経費ということにも使わせていただいておりますけども、また不法投棄とかそういうものに対する取り締り等々についても使わせていただきたいと思いますところでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） もう時間があれですので、ちょっと先に進んで、また後に戻ってまいります。



野焼きについてですけれども、他府県によっては私は河川敷の草とか生け垣のせん定くずはよしという形で野焼きをしているというふうに調査していますが、市長の答弁は、運用に県によっての違いはないということなんですけど、再度尋ねます、本当ですか。差がありませんか、よそはないですか。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 私どもが現在承知してますところでは、これは法律に基づいてやっているわけでございますので、法律の適用という意味においては違いはないと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） これは調査してないってことですか。よその県ではやってないということを調べたということですか。もう1回答弁してください。

○（吉岡議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） 私どもも県の方にもそういうことを伺った範囲内では、そういうことはないというふうに承知しております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私は事前に県によってはこういったことがあるということを知り、この内容を渡してその分で答弁してもらってらるんですが、調査をして、ないと言い切るんですね。もう1回言いますよ。県によって野焼きを許可してるところはないと、いいんですね。

○（吉岡議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） 私どもも県の方を通じてした段階では、伺ったところではないと承知しております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 県に責任転嫁したってだめですよ。担当として調べたかどうかということを知っているんですよ。調べた範囲内ではないということですね。もう1回伺います。

○（吉岡議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） 担当として調べた範囲内ではないということでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） それじゃあ幽霊のところの県の紹介をしたいと思いますが、河川敷の草とか生け垣等のせん定くずを焼いてもいいよと、それ以外のごみをクリーンセンターに持ってきてくださいと、こういうふうにやるところがあるんです、実際に。同じ法律でもそれぞれのところの運用に差があっているんですよ。そういう中であって米子市は全部いけないということになっています。ですが、私はこの部分でやっぱりごみを減らしていく、クリーンセンターの運営経費も減らしてくためには、こういったごみを入れないということが私は重要なことだと思っております。もともと何で野



焼きがいけないのかというのはどういったことだったんでしょう。

○（吉岡議長） 黒須市民環境部長。

○（黒須市民環境部長） もともと野焼きがいけないということは、要は廃棄物というものは何人も基本的には焼却してはならないと、個人的その場所でということ、だから野焼きであろうが何であろうが、個人的には廃棄物というものはその場所で焼却してはならないという原則のところから、野焼きというものは。ただし野焼きによって今までの宗教上であるとか慣習上であるとか、そういうものによつての焼却というものは認めるんですよ、ということだと理解しております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私が聞きたいのは、要するに何で焼いたらいけないのかということ、やっぱり有害物質が出るからということに、そこからスタートしてると思うんですね。そこんところがスタートで野焼きがいけないということになってると思うんです。そういった中で、例外ということで法律の中でこれは焼いてもいいよというふうになっているのが河川敷の草とか具体的に書いてありますよね、河川敷の草とか、あるいはその生け垣、生け垣とかは書いてないんですけども、そういった物についてはよしとしているところが実際にあります。このことはあるということで次に行きますが、この有料化によってそういったいい野焼きではない野焼き、いわゆる発泡スチロールとか軟質プラスチックとか石油由来の物が燃やされることがどんどんふえるのではないかと、そういったことが懸念されるんですが、こういったことについての見解を伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 有料化されてるような先進自治体の例を見ますと、有料化の実施によってそういうものがふえると、必ずふえるということではないようにございますけれども、パトロールの強化ですとか地域との連携ですとか不法投棄、不法な処理等がないように住民啓発、またパトロールの強化等を行っていきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） ちょっと時間がないので先に行きますけれども、私も選挙の期間中、このごみの有料化について、これだったら絶対野焼きするわといった方が非常に多かったということをおし添えておきたいと思いません。

次に、安心・安全のまちづくりについて伺います。私は防犯協議会の現状をと伺ったんですが、市長の答弁はどうも地区の防犯協議会のお話をされてるようなので、米子市防犯協議会の現状はどう変わりましたか伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 米子市防犯協議会でございますけれども、会合を開いて

もちろんそれぞれの活動の状況の報告があったかどうか、米子市における犯罪の状況等の説明、それからそれぞれの今後の防犯協議会としての事業計画等々の議論は従来どおりやっておりますし、それから新たなその子どもに対する犯罪等への取り組みをしていかなければいけないというような話はいたしております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 今これだけ子どもの問題とか犯罪の問題が課題となっているときに、米子市が主催をして市長が会長である防犯協議会が、これまで10年あるいは過去20年と同じような事業をずっとやっている、予算もほとんど変わっていない、事業の内容も変わっていない、こういったことでその防犯協議会が役目を果たしていると言えるんですか伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯協議会は防犯協議会としての役割があるわけございまして、防犯協議会の役割は果たしてきていると思いますけれども、いずれにしましても防犯対策というのはこれからも実施していかなければいけない問題でございますので、防犯協議会の役割等についても今後さらに検討していきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私は、その防犯協議会が果たす役割は非常に重要だと思うんですね。今の市長の答弁は、防犯協議会とは別に米子市が防犯対策を別にやっていくということなんですね、もう1回伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もちろん防犯協議会は防犯協議会としての役割がございまして、それから警察は警察の役割、行政は行政の役割、それからまた交通安全、子どもの安全等に関するいろんな組織もあるわけございまして、そういうものが一緒になって防犯対策というものは考えていかなければならないと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 一緒になってっていう答弁なんですけど、今回提案されている防犯のまちづくり条例でしたか、犯罪のないまちづくり条例でしたでしょうか、この条例については一緒になってっていうことを書いてないんですよ。市と市民の役割しか書いてないんです。防犯協議会は何もないんですよ。これっておかしいんじゃないですか、これどうですか。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） どういう趣旨でおっしゃってるかわかりませんが、この犯罪のないまちづくり条例は、先ほども御説明しておりますけれども市民や事業者等の防犯活動を促進することを市の役割と位置づけているところでございます。そしてこの条例の制定を機に、市といたしましては市民が地域の皆さんとともに自主的、自発的な防犯活動に取り組まれるよ

う、その組織づくりや継続して活動が展開されるために必要となる情報提供や助言はしていきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 議案質疑の中でまたやりたいと思いますが、きょうの答弁の中で防犯カレッジを5回やって共催みたいな形でやっていくっていう話だったんですが、これ米子でやるんですか伺います。

○（吉岡議長） 矢倉企画部長。

○（矢倉企画部長） 米子でと限定しているかということについて、ちょっと詳細を私も今確かめておりませんが、県警本部と米子市と共催で行うということにしております。ただそこに米子署管内の他の市町村も一緒に来るかどうか、来ないのか、そこまでは確認しておりません。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 共催でやられるということで私は非常にいいなと、ありがたいということで評価をしていきたいと思いますが、ぜひこの教育プログラムというものを充実をさせていっていただきたいというふうに思います。

防犯灯のあるいは街路灯の設置なんですけれども、このことをずっと訴えてきてるんですが、教育長の答弁は必要なものについては道路管理者に要望して、要望ですよ、要望していくということだったんですが、道路管理者の市長、そういったことがあったときにやるんですね。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 街路灯でございますけれども、街路灯の設置につきましては交通安全のための施設整備の観点から設置しているものでございまして、道路照明として必要なものについて道路の幅員、交通量、設置する場所などを勘案し、要望に対し必要性を検討して年次的に設置しております。したがって通学路の安全のための街路灯の計画を作成するというところでありますと、それは困難と考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 最後聞き取れなかったんですけど、もう1回お願いします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 要約して申し上げますと、街路灯というのは交通安全のための施設整備の観点から設置しているものでございまして、その街路灯を通学路の安全のための街路灯という観点からの設置の計画を策定することは困難であると考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私はそういうことを聞いてるんじゃないかと、今までは街路灯とか防犯灯とかっていうことで対応してくれとは言っていないんですよ。今新たな課題としてこういった防犯とかそういったことが課題となるとときに、取り組まなくちゃいけないんじゃないかと聞いてるんですよ。

今まである制度でやってくれなんて一言も言ってない。そういった制度とは別にやるかやらないかを聞いてるんです。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯灯につきましては、議員も御承知のように自治会等から要望があれば設置を検討したいと思っております。街路灯につきましては、交通安全という観点から設置を考えているものでございまして、これを防犯とかそういうところまで広げてやりますと、物すごく多方面にわたることになるわけございまして、街路灯は街路灯の目的としてあるものを踏まえて設置を考えていきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 今、通学路の安全のためにという話をしてるんですよ。そういったことを必要なものだということになったときに、市長はこれまでの答弁では地域の方々やいろんな方たちと相談をしていただいて、まず話し合っただけで先決ですみたいな答弁をしています。私たちも一生懸命地域でいろんな方々と、警察の方も交えながらいろんな話をしていく中で、街路灯、防犯灯は必要だということをしてきたわけですよ。そのことについて新たな施策としてそういったことは必要ではないかということをごここでやりとりしてるんです。今までの制度を該当するかしらないか、そんなことを聞いてるんじゃないです。政治的な判断を、米子市長としての政治的な判断を聞いている。もう1回お願いします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、防犯灯の設置の手順、また街路灯の目的はあるわけございまして、それに応じてやっていきたいと思っております。なお通学路の安全の確保に関しましては、子どもたちが安心して登下校するためには地域社会全体が協力して対応することが必要であると考えております。市民の皆さんや学校、市、その他関係機関、団体など地域の全体が連携、協力して犯罪のないまちづくり活動を推進することが安全、安心の確保につながるものと考えております。

（「議長、議事進行で一言お願いします。」と森議員）

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私は市長に政治的な判断として子どもたちへの安全について、こういうことが必要だということをするのかしないのかということ聞いてるんです。ちょっと市長にそういった答弁を、するのかしないのかということをご答弁させてください。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど来申し上げておりますけれども、防犯灯は防犯灯としての設置の手順があるわけございまして、また街路灯は街路灯の目的、設置の手順があるわけございまして、それに応じて街路灯、防犯灯については設置を考えていきたいと思っております。通学路の安全に関しま



しては、先ほど申しあげましたように、子どもたちが安心して登下校するためには地域社会全体、また関係機関が連携、協力して行っていく必要があると考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 政治的な判断を聞いているだけの話なんで、政治的な判断を答弁してください。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 政治的判断というのはどういう意味で使われているかわかりませんが、防犯灯は防犯灯、街路灯は街路灯ということで設置を考えていきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員、質問を続けてください。

○（森議員） 通学路の安全を考える上で、こういったことを全然もう考えないというそういった答弁なんですね。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） ですから防犯灯ということであれば、その設置の手續というのはあるわけがございますので、そういうものを踏まえて申請があれば検討させていただきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私はこれまで4回この問題を取り上げてきて、長い時間をかけて話をしてきています。防犯灯は自治会の内部で家の前に防犯灯をつけるもんなんですよ。私たちの住んでいるところは周辺部で田んぼの中を歩いて学校に通学に行くんです。そこに家なんかありませんよ。それも市長が市街化調整区域だということで線引きをして、家が建たないようにしてるんです。あなたが規制してるんですよ。そこんところに住んでいる我々のところには防犯灯はつかないんですよ、違うんですか。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 防犯灯の設置の場所というのは、その防犯灯が設置できるような、やはり何て言うか、建築物等があるところがやっぱり望ましいとは思いますが、防犯灯をいかにつけるかといういろんな工夫をしながら防犯灯というものの設置を考えていただきたいと思いますところがございます。そういう中で防犯灯の設置につきましては手順等々を定めておりますので、それに沿って申請があれば検討をさせていただきたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 非常に残念でたまりませんが、もう1回申しあげておきますが、一番最初にこのやりとりをしたときに、市長は場所がわからないというふうにおっしゃいました。私が申しあげてるその場所がわからないと。これで4回目ですから、もう場所は確認をしていただいたと思います。学校と集落との間は田んぼです。その間を子どもたちは通って通学してる



んですよ。そこんところには自治会がありません、間は。ここんところをどうやってだれが負担をしてやっていくのか。家がずっとあれば、その自治会が負担すればいいでしょう。ところが家がないところで、どうやってそれをやっていくのか。やっぱり教育としてそういったところをちゃんとやっていく必要がある、行政としてそれをしっかりと負担をしていく、そういったことが私は必要だと思うんです。税金をみんな払ってるんです。その税金を払いながらいろんな規制を受けて、市街化調整区域という形で家は建てられない、分家もなかなか建てられない、こういった状況になってる中で、私は行政の責任があると思います。きょうは時間がなくて、あと大要2点については全然だめだったんですが、市長にもう一度このあたりのことを考えていただくということを要望して、質問を終わります。